

令和4年2月14日

保護者の皆様

都立八王子西特別支援学校長
井上 美保

まん延防止等重点措置の期間延長に伴う本校の対応について

日頃から本校の教育活動に、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

国は、東京都へのまん延防止等重点措置の適用を3月6日まで延期することを決定し、都は現在の感染状況等を踏まえ、重点措置期間を延長することとしました。現在、感染・伝播性が高いことが示されているオミクロン株による感染が広がっている状況にあります。

感染者等が発生した場合は、これからも、ガイドライン等に従い、学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応を実施していきます。

本校においても、下記のとおり、これまでと引き続き感染症対策を徹底してまいります。御家庭におかれましても、御理解・御協力をお願い申し上げます。

記

1 感染拡大警戒期間における基本方針

○「新型コロナウイルス感染症ガイドライン」に基づく基本的な感染症対策の徹底し、密を避ける工夫などにより学校運営を継続します。

2 教育活動における感染症対策

- (1) マスク（不織布）の正しい着用、正しい手洗い、給食時の黙食、入室前の手指の消毒などの指導を引き続き徹底します。
- (2) 教室等における3密を回避し、サーキュレーター及びCO₂測定器を活用して換気を行います。共用部を含め校内施設は毎日、消毒を実施します。
- (3) 登校時のサーモグラフィ等での体温チェックを継続します。放課後等デイサービス利用者は、オレンジファイルによる健康観察票の引継ぎも継続して行います。

- (4) 校外での活動については、移動手段、活動内容等について、感染症対策の工夫を行った上で、実施の可否を判断します。

3 御家庭における感染症対策の徹底のお願い

- (1) 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避けてください。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底し、まん延防止等重点措置区域などへの不要不急の移動は、極力控えてください。
- (2) マスク（不織布）を正しく着用し、3密を回避するとともに、正しい手洗い、手指消毒などの徹底をお願いします。
- (3) 毎朝検温し、健康観察をお願いします。本人及び御家族に何らかの症状が見られる場合は、登校せず休養し、受診をお願いします。その場合は、欠席の扱いとはなりません。自宅での学習内容については担任まで御相談ください。

<問合せ先>

都立八王子西特別支援学校

副校長 安田 咲登子

副校長 藤川 明

電話 042-666-5600